

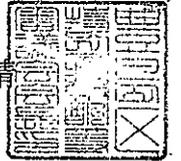


令和7年11月7日

豊島区長  
高 際 み ゆ き 様

豊島区特別職報酬等審議会

会 長 阪 本 清



特別職の報酬等について（答申）

令和7年11月7日付諮問第1号で貴職から当審議会に対して諮問のあった、区議会議員の議員報酬及び期末手当の額、区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について、別紙のとおり答申します。



## 豊島区特別職の報酬等に関する答申

豊島区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和7年11月7日、豊島区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、区議会議員の議員報酬及び期末手当の額、区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について、区長から諮問を受けた。

本審議会は、この諮問を受け、特別区人事委員会勧告、区議会議員の議員報酬及び区長等の給料の特別区比較等の各種資料をもとに、社会経済情勢、区の財政状況等を考慮しつつ、公平かつ公正な立場に立ち、慎重に審議を行った。

### 1 報酬等の額

区議会議員の議員報酬及び期末手当の額、区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について、令和7年度特別区人事委員会勧告を反映させ、6級職最高号給の3.3%を反映させた額とするのが妥当である。よって、次のとおり改定することが相当である。

#### (1) 区議会議員の報酬及び特別職の給料の額

|       |    |                |             |             |
|-------|----|----------------|-------------|-------------|
| 議 長   | 月額 | 930,800 円（現行   | 901,100 円   | + 29,700 円） |
| 副 議 長 | 月額 | 812,600 円（現行   | 786,700 円   | + 25,900 円） |
| 委 員 長 | 月額 | 670,700 円（現行   | 649,300 円   | + 21,400 円） |
| 副委員長  | 月額 | 648,600 円（現行   | 627,900 円   | + 20,700 円） |
| 議 員   | 月額 | 628,700 円（現行   | 608,700 円   | + 20,000 円） |
|       |    |                |             |             |
| 区 長   | 月額 | 1,082,800 円（現行 | 1,048,300 円 | + 34,500 円） |
| 副 区 長 | 月額 | 868,300 円（現行   | 840,600 円   | + 27,700 円） |
| 教 育 長 | 月額 | 759,500 円（現行   | 735,300 円   | + 24,200 円） |

#### (2) 期末手当の額

現行から0.05月引き上げる。

### 2 改定の時期

令和7年4月1日とする。

### 3 改定すべきとした理由

区議会議員は、二代表制の一翼を担う区議会にあって、主体性・自立性を保ちながら区的意思決定を担う重要な職責を担うとともに、議会活動を通じた行政経営のチェックを行うなど、その活動は広範・多岐にわたっている。

区長及びこれを補佐する副区長は、区政課題が山積する中、多様化する住民ニーズに応え、区民の福祉向上と未来を見据えた区政運営を牽引する立場にあることから、常に区政の先頭に立ち、区民の生命・財産を守らねばならず、その職責はますます重要となっている。

教育長についても、教育委員会を代表するとともに、教育委員会事務局の指揮・監督者として教育行政を進めていくという重責を担っている。

区議会議員の報酬、区長、副区長及び教育長の給料は、その果たす役割の重要性と職責に見合うものであることが望ましいと言える。

一方、本区の令和6年度決算では、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」という4つの財政健全化判断比率は、いずれも適正な水準の範囲内にあり、区の財政状況は健全性が十分確保されている。

加えて、令和7年10月14日に特別区人事委員会より、職員の月例給については公民較差14,860円(3.80%)を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で月例給を引き上げ、特別給については年間の支給月数を0.05月引上げとの勧告がなされた。

以上のことを踏まえ、本審議会は今年度の答申に関しては、社会経済情勢、区の財政状況、さらには特別区人事委員会勧告及び職員給与の状況等を総合的に勘案し、諮問を受けた報酬及び給料の額並びに期末手当の額については、改定が適当であるとの結論に達した。

については、区議会議員の議員報酬及び期末手当の額、区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額を上記のとおりとすることが相当であると考えます。

### 4 意見

この答申をまとめるにあたり、各委員があらゆる角度から審議し様々な意見を出し合ったところであるが、最終的には全会一致で審議会の意思決定を行ったところである。

なお、審議の過程で各委員から次のような意見が寄せられた。

○改定の適用時期については、答申後の日付でよいのではないか。

○物価高騰や社会情勢を踏まえて、報酬の引き上げは妥当と考えられる。

○特別職及び議員に兼業の収入があれば、それも踏まえて検討するべきではないか。

令和7年11月7日

豊島区特別職報酬等審議会

|   |       |   |   |     |
|---|-------|---|---|-----|
| 会 | 長     | 阪 | 本 | 清   |
| 会 | 長職務代理 | 山 | 本 | 道子  |
| 委 | 員     | 石 | 原 | 裕   |
| 委 | 員     | 加 | 藤 | 竹司  |
| 委 | 員     | 木 | 下 | 広   |
| 委 | 員     | 里 | 中 | 郁男  |
| 委 | 員     | 白 | 熊 | 千鶴子 |
| 委 | 員     | 野 | 中 | 郁江  |
| 委 | 員     | 浜 | 千 | 加子  |
| 委 | 員     | 守 | 屋 | 仁子  |